

共同親権運動

親どうしが別れても 親子が親子であるために

41号

2018年9月15日

2018年共同親権運動ネットワーク (kネット)総会および全国交流会

2018年3月24日土曜日の午後、総会が約1時間、全国交流会が約2時間、文京区民センター会議室にて、全参加者29名で盛況の内に行われました。

親子断絶防止法議連の議員は、DV防止法の運用維持、共同親権に消極

第一部 総会

運営委員の竹内から、いつもは壇上から一方的にお話しをすることが多いが、今日は皆さんと意見を出し合って進めて行きたい、という開会の挨拶がありました。続いて宗像から、kネットは会員がやりたいことを持ち寄る自主的な活動の場であること、各運営委員の紹介が行われて運営委員は皆が実働部隊でありそれぞれがこういう活動をしたいという思いを持って集まっている、運営に関わりたい方歓迎、という話がありました。

次に、2017年度の活動報告と今後についての説明が、各運営委員からありました。

・宗像：ホットライン23件、大鹿家族相談18件、東京交流会は概ね10人前後の参加者があった。メディアは、HP、メルマガ、ニュースサイト、ツイッター、家庭裁判所チェック、会報を持っており、それぞれに棲み分けている。昨年は親子断絶防止法の対応に追われたりした。HPは、意見表明や質問状、イベント情報等を載せている。メルマガは、昨年は71号を発行し読者数は800人程度で年々増えている。ニュースドットコムは、世間に出たニュースや皆さんが書いたオリジナルの記事を載せている。家裁チェックは、サイトの上位を維持しニーズが高い。裁判官からは警戒されているようで、それだけ効いているということではないか。

・田中：イベントとして、昨年5月5日に、福田雅章一橋大学名誉教授をお招きして、子どもの権利条約からの考慮と親子断絶防止法の盲点について学習会を行い、その後、御茶ノ水から上野公園までデモを行った。

・森本：映画「レッドピル」を、kネット主催で、5月5日の立川を皮切りに6月17日京都、7月21日東京御茶ノ水で上映する。女性監督が作った、米国の行き過ぎた女性解放運動と真の男女平等とはについて考えさせるドキュメンタリー映画です。

・小島：子の連れ去り断絶問題についての選挙アンケートを、7月に東京都、10月に衆議院について行った。興味深かったのは、一般議員より親子断絶防止法議員連盟の議員の方が、DV防止法の運用はそのままでよい、共同親権化に前向きでない、という回答が多かったこと。詳しくはHP上の候補者・議員アンケートを参照。

・林から会計報告 決算報告と予算の説明が行われ、承認されました。

第二部 全国交流会 4名の講師をお招きしました。

配偶者「合同慰霊祭」

まず、津軽ファミリービジテーションホーム代表の佐久間博秀さんから、ご自身の体験を基にお話しがありました。東日本大震災の1年前にお子さんが生まれ、仙台で生活していたが、放射能の影響などから青森県で生活をはじめ、そこで、

妻の父母の影響も有ってお子さんを連れ去られたこと。その後、DV加害者として仕立て上げられ、警察に捕まったりしながらも多くの苦難を経て2年2か月掛かってDVを解除したこと。そして現在はお子さん

と交流ができており、それまでに会得した別居親としての面会交流のノウハウをお話しになりました。



kネット 原則交流・共同養育 第V期 共同親権運動ネットワーク

〒299-3502 長野県下伊那郡大鹿村大河原2208

メール info@kyodosinken.com

郵便振込 00130-5-472679 加入者名: kネット

銀行口座 三菱東京UFJ銀行国立支店0072170 (普) ケイネット

TEL/FAX 0265-39-2116

ホームページ <http://kyodosinken.com/>

同居親に対する細かいことには反応しない、同居親は面会交流をかなり気にしている、感謝の気持ちを持つ、期待しない、質問しない、ストレートに言わない、メールは3行以内にしている。また、調停に対しての心構えも、書面は中学生が読める程度のものに留め大量には出さない。

面会交流支援の為に民泊を経営していて、お盆に行事として、配偶者（亡くなってはいない）の合同慰霊祭を行っているそうです。在りし日の奥さんを思い出し、「生前」の感謝の気持ちを書いたりしている。こうすることで気持ちを癒しているとのこと。結論としては、どうしても加害者にしたり、被害者になったりするが、どちらにもならない生き方が必要、とのことでした。

日本が連れ去り天国だからフランスで単独親権

フランス在住の内田修さんからは、フランスの妻の実家に帰省したときに、

子ども2人から引き離されました。2010年離婚が成立、単独親権とされ父親に親権はありません。離婚成立時、日本はハーグ条約締結前で、日本の連れ去り天国の状態が裁判に影響していた。フ



ランスでは共同親権だが、実際は単独親権も多いそうです。子どもと2週間に1回妻の実家で会っていたが、連れ去り防止の為に連れ出すことは禁止、妻側の友達が来たりして面会を妨害された。元妻側は、元夫が日本に帰ってくれるのを待っていたようだった。

現在は、フランスでワインを作りながら生活し、月2回面会所（元学校の校舎）で会っている。監視員みたいなのがいて、面会の報告書を提出している。地元の新聞に日本人の父あきらめずに戦うという大きな記事を載せてくれ、一般市民レベルでは応援してもらっています。

男性の入れるシェルター運営

次に、日本家族再生センター代表の味沢道明さん。男性運動の先駆けで30年くらいやっているが、日本ではフェミニストと違い男性運動は金にならないので発達してこなかったとのこと。被害者も加害者も男性も女性もワンストップで、

心理的サポートとしてグループワークやカウンセリング等を行っている。海外へもスカイプでつながっている。男性が使用できるシェルターがあり、男性加害者が利用し女性が逃げなくて済む。居酒屋も経営しており、居酒屋形式のトレーニングの場を提供している。

「あなたそれDVよ」と被害女性が言えるようになる、それが本当の意味の回復。カウンセリングを年約500件しており、年々増加傾向にある。



「離婚したパパとママを支援します」

狛江市議の市原広子さんは、現在、市議3期目で公約は「離婚したパパとママを支援します」です。昨年12月に離婚後親子の面会交流について市議会一般質問をしたところ、理解はされているようだが、対応は慎重。議会の回答は、公民館の女性講座などで取り組めるとよいと考えている。

面会交流の啓蒙活動について講演会を提案したがそれに対しては、プライバシーが見えてしまうので開催しない、となりました。子どもを連れ去ることを勧める



ようなフェミニズム運動に対しては懐疑的である、とのこと。子どもがどこの戸籍に入るかの戸籍の問題は大きい。子どもが連れ去りに会い地域を離れることで社会性を壊されないようにしたい、とお話しになりました。

宗像の閉会の挨拶で終了し、多くの参加者が次の懇親会へと向かいました。（染木）

●主張

共同親権リテラシー 宗像 充

上川法務大臣が共同親権の検討について言及してから、共同親権の是非について議論がポチポチ出はじめている。この中には、別居親への潜在的な敵意を煽ることで現状の同居親による実効支配と片親引き離しの慣行を維持するためになされるものがあるので、千田有紀武蔵大学教授の「共同親権が成立したら変わること―養育費はゼロになる?」をベースに若干の検討をしてみたい。

前提として拉致は問わない

共同親権と日本の単独親権を比較する場合、どの主張でもまず触れないのが実子誘拐への国内外の対応の違いである。その上で「日本でもここ10年間ほど、とくに民法766条の改正以後、裁判所は原則面会交流を命じている」として、これを海外並にするのがいいのかどうか疑問を呈するというパターン化した議論に持ち込むことになる。

こういった主張は、子と引き離された側を根拠なく（多くDVの）加害者として正当化することで可能となるが、暴力の認定はどこでもされないのが実態だ。この論理を守るためには、証拠主義に基づく刑事的な手続きを拒否するしかないが（つまり民事的にDV法やその支援措置を用いた実効支配）、殺人事件の多くが家族関係で生じているところ、夫婦間の（夫から妻への）暴力だけがその手続きから除外することは、正当な理由がない。

本来問われるべきは、このように手続きの不備が明らかなか中、「原則引き離し」がなぜ正当化できるのかという問いである。もちろんこういった主張をする人間は男性の権利を不当に軽視することを、実際は「伝統」や「文化」をもとに正当化しているにすぎない。

経済的な分担を拒否する

千田氏は「面会交流は、非同居親（多くの場合父親）の支払う養育費を抑制し、同居親（多くの場合母親）と子どもの貧困を作り出しました」という。正直、同居親への経済負担が続くので養育費減額への不満を述べるとしたら、こういった非難は、多くの人が潜在的に持つ、男性が子育ての主体となることへの不満や懐疑を意図的に掻き立てる主張でしかない。

よく面会交流や共同養育の援助にかかわる人が、男性が子育てを「やりたがる」という言い方をすることがある。また、

父親に会わせたくない母親からの不満で、「家庭には金を納めなかったくせに（そんな女性は履いて捨てるほどいるが）」というものがある。つまり、こういった主張は男性に子育てを「やらせたくない」し、「家庭生活で経済的な責任を負うのは男性（女性は責任者であるべきではないのに）」という、伝統に根差した批判である。ここでわざわざ千田氏が「同居親（多くの場合母親）」と明記しているのがいい証拠だ。同居親が父親なら、「そんなの負担して当然、甘えるな」という批判がすぐ出るからだ。つまり、こういった主張の前提は性別役割分業に根差した「甘え」であって、ジェンダー研究の社会学者の主張として見るとかなりしらける。

男性は経済的責任、子どもの権利は女の裁量

そのような観点から、千田氏やアンチ平等主義の研究者たちは、別居親の権利主張についてとことん敵視する。しかしここでいう別居親はもちろん「男性」限定である。たとえば、「さまざまな親の立場から子どもへの責任を分かち合う（share）」という考え方への転換です。それなのに日本で共同親「権（利）」を目指すといったような、このような時代に逆行した動きが、なぜいま出てくるのか、それが大きな驚きでもあります」と千田にインタビューされた小川（出典：オーストラリアの親子断絶防止法は失敗した—小川富之教授[福岡大学法科大学院]に聞く）は日本以外のどこの国民でも通用しない発言をしているが、もちろん、共同親権から単独親権に戻した国などどこにもない。

その上、責任を分かち合うのならば、養育費や養育時間について「分かち合う」のがなぜ本質的に避けるべきなのか、説明が立たない。千田氏は「子どもを連れての転勤（リロケーション）、海外への移動などに相手の同意が必要となるなど、離婚した親は大きな拘束を互いに強いられるようになる。裁判所の関与の部分が高まり、気軽に協議離婚はできなくなるだろう」と述べるが、最後の部分は「気軽に拉致できなくなるだろう」の誤植だろう。つまり、拉致した親が、拉致被害者から子どものことで四の五の言われるようになれば、拉致し甲斐がなくなるのだ。

千田氏も小川氏も結局、言いたいことは、（女性である）同居親が決めることに子どもや別居親が差し出がましくあれこれ言うなというのを、海外の事例をつまみ食いして正当化しているにすぎない。もちろんこれは「子育ては女の専権事項」という伝統に根差した考えであり、平等を求める男女の権利主張のことを、彼らは「時代への逆行」と呼んでいる。男性が責任を求められるのは、金銭的な負担においてのみである。

The Red Pill 上映プロジェクト 完了報告

5月から7月にかけて実施した、映画「The Red Pill」の3回にわたる上映会が、無事終了しました。

この企画が立ち上がったのは、2017年3月、k ネットが白金で行った講演会でのことです。懇親会の席で、翻訳家で男性ジェンダー研究者の久米泰介さんが、「男性権利をテーマにしたドキュメンタリー映画が海外で評判になっている」という話題を出されました。後日DVDを取り寄せ、運営委員の間で視聴したところ、ジェンダー問題で日本の40年先を行くと言われる米国で理不尽な性差別が存在することに、一同は愕然としました。日本で上映できれば、ジェンダーの不平等から生じる差別や抑圧に苦しむ当事者に、勇気と気づきを与えられるのではないかと。こうした運営委員の思いつきが、やってみようという機運になり、多くの方を巻き込んだプロジェクトとなって動き出したのです。

クラウドファンディングを利用して資金を調達。Cassie Jaye 監督と交渉し、上映権を購入。有志による一次翻訳後、プロの翻訳家から監修を受けて日本語の SCRIPT を作成。映像関係者による字幕当て作業を経て、クオリティーの高い字幕映像を完成させました。

集客のため、SNS やテレビ、新聞やチラシなど、あらゆるチャネルを駆使。各会場には多くのボランティアの方が駆けつけ、駅からの道案内、受付から会場の装飾まで、自主的にイベントを盛り上げてくださいました。

映画が来場者に与えたインパクトは、上映後のアンケート用紙が物語っています。子どもと離れて暮らす親にとどまらず、子育て中の親、片親に育てられた子ども、シングルマザーの支援者、女性専用車両に疑問を持つ団体など、年齢も背景も異なる立場の方から、さまざまな感想を頂戴しました。

映画に対する評価は、ポジティブな意見が多くを占めました。あるフェミニストの女性は、「男性も女性も互いの立場に立って声を上げ、どうしたら平等社会にしていけるかを追求していかなくては」とコメントを残されました。Cassie Jaye 監督の、どちらか一方に肩入れしない、困難な状況にある人全てに共感する視点が、来場者の心に等しく響いたのではないかと考えられます。

マスキュリストとフェミニストがそれぞれの権利を主張する姿には、「人間的に皆おもしろそうな人達ばかり」といった意見の一方、「なぜあそこまでレッテルをはりきって批判できるのか」「男性対女性という対立構造にしてはいけない」といった声もありました。

各会場での上映後、来場者の方を交えた座談会も、熱気に包まれて開催されました。久米泰介さん、味沢道明さん、重松朋宏さんといった多彩なゲストを迎え、どの会場でも人が入りきれないほどの大入り満員となりました。

最終回の御茶ノ水では、離婚問題に長年取り組んでこられた弁護士の後藤富士子さん、古賀礼子さんらが日本の未来に向けた熱いメッセージを述べ、会場から拍手が巻き起こりました。

多くの方が印象に残ったエピソードに挙げたのが、DV に関するくだりです。妻から性的虐待を受けた男性が、「男だって被害を受けている」と涙ながらに打ち明けます。監督のキャシーは、DV 被害者の男女の数にはあまり差がないのに、男性を受け入れる DV シェルターが圧倒的に少ないことに疑問を呈します。さらに、世界初の DV シェルター創始者である活動家のエリン・ピジーは、「ほとんどの DV は相互作用」「まれに一方的な被害者もいるけど」「男性だけ、女性だけの問題ではない」と、また別の視点を提示します。

米国における DV を巡る不平等は日本以上に深刻らしいことは、皆さんから驚きをもって受け止められたようです。中でもエリンのメッセージは、虚偽 DV が社会問題化し、DV の事実認定を厳格化すべきだといった論調もある我が国において、忘れてはならない視点ではないかと感じます。

もう一つ印象的なシーンに、ある男性権利活動家が、「男性権活動で大事なものは、ぼくたちも思いついてほしいと男性がはっきり言うことです」と述べる場面があります。

k ネットに駆け込んでくる男性当事者には、「男らしさ」への社会の要請から、鬱屈した気持ちを溜め込んでしまっている方が少なくありません。積もり積もった怒りを、あるとき突然爆発させてしまい、事態を悪化してしまった話はよく聞かれます。より悲惨なケースとして、自死や子どもとの心中事件も起きています。そうした事件を引き起こしても、共感を集まりませんし、社会を変革する運動にはつながりません。つらい気持ちを正直に表現することは、男性と女性を問わず、何ら恥ずべきことではありません。k ネットでは、当事者の自助グループやイベントを定期的に開催しているほか、メディアへの発信も行っています。悩める当事者の皆さんには、ぜひ一緒に声を上げていただきたいと思います。

ご来場いただいた皆さま、ご寄付で応援いただいた皆さま、ありがとうございました。また、この上映会は、多くのボランティアによって支えられました。個人的な生活や問題と向き合いながら、この映画界の実現に支援をしていただいた一人ひとりの皆さまに感謝します。

k ネットでは、今後もまた皆さんに関心を持っていただける企画を立ち上げていきます。引き続き、多くの当事者に役立つ情報と気づきを提供できる場として、その使命を果たしてまいります。(森本)

「親子をもう一度」体験記①

カレンダー作戦

私は、8年前に、当時3歳の子どもを連れ去られました。その後、1年以上の引き離しや間接強制決定等々の諸々が約2年半続き、最終的には高裁で和解離婚しました。面会交流に関しては、なんとか宿泊交流の実施で決着しました。但し、子どもが10歳に達したら面会交流方法を再協議するとの条項付きです。

その後3年近く面会交流が続いたものの面会交流方法再協議1年前に相手方による再度の『引き離し』が行われました。間接強制決定、損害賠償判決を経て、面会交流調停で今年の春やっと調停が成立し、親子交流が再開しました。現在、11歳になったわが子との親子関係修復の真っ最中です。

今回、この再協議についての私の体験をKネットより原稿依頼を頂きましたので、私の雑感と伴に報告します。

離婚後3年近く続いた面会交流では、相次ぐ日程の変更と短縮で、本当に苦勞しました。このような状態でしたので、相手方は、面会交流方法の再協議のほぼ1年前に2回目の『引き離し』を行いました。交流日前日の日程変更と短縮の連絡だったので、断った所、離婚前と同じ『子どもが嫌がっている』との理由で『引き離し』です。

この2回目の『引き離し』に対し、間接強制の申立を家裁に、損害賠償請求の申立を地裁に行いました。

当然ですが、2回目の間接強制決定では、離婚前の1回目の決定の内容と額を上回る間接強制金の決定でした。

2回目の間接強制決定前に2回目の『引き離し』は終わりましたが、次は、またも日程調整に苦勞する面会交流を行いながらの、地裁での損害賠償請求の協議です。『もはやカレンダーに面会交流日を記載するしかない』との話もあり、面会交流方法の再協議そのものである面会交流の具体的日程等が定まれば、損害賠償請求を取下るという方針を固めました。もっとも相手方は、面会交流のあり方から協議を行うという離婚時の面会交流の取り決めそのものを、もう一度最初から行うと思っていたのかもしれませんが。

再協議の場は家裁の調停という判断のもと、面会交流調停を起こしたのですが、そのタイミングで相手方は3回目の『引き離し』を行いました。再開していた面会交流中、私が子どもを叱った所、それを子どもから聞いた相手方はまたも『子どもが嫌がっている』との理由で『引き離し』です。そして調停も面会交流のあり方からの話になってしまいました。

た。離婚時にありもしない子へのDVを主張されたのと同じ状況です。

しかし『引き離しは債務不履行と不法行為』と認定され百万円を超える金額の損害賠償金での地裁判決で、調停も変わりました。最後の調停期日では、私が『今日調停が成立しなければ、調停を取下げ、差押さえ他の申立を直ちに行う。』と宣言し、調停が始まりました。憶測ですが、調停委員による相手方への説得もあったと思います。面会交流日等を具体的に定めた面会交流カレンダーに加え、その実効性を担保する違約金条項が入った調停成立です。

16日	月	面会交流日	木	面会交流日	日	1
17日	火					1
18日	水	面会交流日、受渡日、受渡場所				1
19日	木	・受渡時間を具体的に定めた				1
20日	金					2

		面会交流カレンダー				月	下
受渡日・場所・時間	1日	14日	16日	28日	29日	5日	9日
	17:00	9:00	17:00	9:00	17:00	9:00	17:00
	11日	19日	24日	26日		11日	22日
	9:00	17:00	17:00	17:00		9:00	17:00

言いがかりとしか思えないような別居親の問題点をあげづらい、その上で同居親の意向を汲む事が、家裁での調停・審判のデフォルトだと、離婚時には痛切に感じました。

しかし今回は、あくまでも憶測ですが、相手方の面会交流の取決めを守らない態度と地裁判決、この状況では、家裁の調停委員も、別居親である私の意向を汲み、相手方に面会交流を確実に行うよう説得してくれたのかもしれませんが。

これも憶測ですが、『子どもを会わせたくない』という相手方自身の感情を、『子どもが嫌がっている』と子どもに全ての責任を押し付け、3回も『引き離した』という事実を、子どもが正確に認識したら間違いなく子どもは傷付くと思いますし、相手方との関係もおかしくなると思います。今度こそ、子どもの為にも相手方自身の為にも、面会交流を行ってほしいです。私自身も裁判所通いはもう卒業したいです。

8年前の別居から、合計すると約3年分に該当する日数で、子どもと完全に引き離されました。幸いな事に現在の私との親子交流は、明るく元気で、引き離されていた時期を埋め合わせているような様子です。私自身も子どもの養育を行っているという実感があります。

8年前の連れ去り以降、kネットの交流会、講演会、相談会には本当に救われました。アドバイアスも活かしました。心から感謝しています。現在、離婚後の共同親権が取り沙汰されていますが、実のある共同親権・共同養育が実現するようkネットの活動を応援しています。(kネット会員の別居親)

■共同養育と労働法■

第14回

東京司

～過半数代表者と就業規則～

2018年7月17日の一部の報道で、法務省が共同親権導入の検討に入り、一定の結論が出れば法制審議会に諮問するように書かれています。同日の法務大臣閣議後記者会見で上川法相は「離婚後共同親権制度の導入に当たっては、父母の関係が良好でない場合に、親権の行使について父母の間で適時に適切な合意を形成することができないことによって、子の利益を害するおそれがあるとの指摘もなされています」と言及をされているようなので、一部の利権集団が意図的に高葛藤事案を作出・強調するということが懸念されます。「父母の関係が良好でない」という非常に曖昧な定義を持って恣意的な運用をされて利益を損なうのは第一に子どもだと考えます。

私たち共同親権運動ネットワークが目指している民法の改正では第818条第3項の改正も提案しているので、あえて共同親権が離婚後に限ったことではなく婚姻時も含めての共同親権を言っているわけですが、養育イコール保育ではないと思います。子どもの相手をしながらも、自分と子どもの分の洗濯をしたり、ご飯を作ったり、掃除片づけをしたり、そんな中では本を読む時間もないというのが養育のリアルだと思います。子どもの被服や物を保管しておく器も必要になると思います。

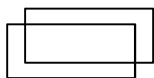
ですから、面会交流と称して実際には子犬の散歩程度の時間や内容しか実施されていないケースが、私たちの理想とする共同養育ではありません。そして、子どもと一緒に生活する離婚後共同親権という場合に、「かまど二つ」であるということの現実はその甘くはありません。特に、これから若年層の少なくない人たちが非正規雇用であるという現実を考えると、自分のかまどの生計さえ維持するのがやっとな人たちの労働条件を心配せずにはいられません。

その労働条件を向上していくのは、やはり自律的な労使関係が基本とならなければならないでしょうが、我が国の事業場は様々であり、必ずしも労働者

の過半数以上で組織される労働組合が存在するわけではありません。労働基準法ではそういった場合に「過半数代表者」を選出することを定めていますが、この「過半数代表者」が十分に機能していないのが現実だと認識しています。この「過半数代表者」は使用者側と各種協定を書面により締結する権限を持つほか、就業規則の内容について意見を述べることもできるとされています。しかしながら、例えば2018年4月から適用されている労働契約法第18条の無期転換ルールが就業規則に反映されておらず、未整備の事業場がまだ多くあることが報告されています。そもそも、その就業規則はパートを含めた常時10人以上を雇用する使用者は労働者に周知しなければならないのですが、それさえ把握していない労働者が多い中で「過半数代表者」が機能するのでしょうか。「過半数代表者」の選出について適切な運用がはかられるように、その手続きを厳格化するとともに、「過半数代表者」が意見集約を行う手段・制度を整備していくことが必要だと思います。

労働条件も家事育児も、他人に任せっきりにするのをもうやめませんか、ということを私は提案したいのです。責任を持って共同して養育をする中で家事を担い、相手の仕事の事情を理解し、家計を運営していくならば、「父母の関係が良好でない」事態というのは、建設的な協議に変わり相互理解が進み改善されるものと思います。それでも不足しているならば、金銭教育やワークルールの教育が足りていないと考えます。





共同親権って言うけれど……

先日、政府が共同親権について法制審議会に諮問し、検討する意向だとか。巷には、やっと共同親権に向かう、これで離婚後も親権を奪われずに済む、なんて、政府のコメントを歓迎する意見もあるようです。けれどねえ、私は権力を信じない人なんで、単純に喜べないんですよねえ。だってね……

実際、今別居してて親権はあるはずの別居親にとって、親権はただの看板で、一旦もめたらなんの効力も無いのが現実。仮に共同親権になったら、名目上親権者だから親責任として、離婚した相手にちゃんと養育費を払え、ということになる。ここは強制執行付き。

で、同居親には相手も親権者だから面会させなさいと司法がいうことはできる。そして、エフピックなどを法曹関係者の天下り先にする。貧乏人は利用不可で絶対に会わせたく無い同居親は、DV だのなんだの拒否、ここは強制執行がないのは今と同じ。誰が得するか……わかるよね。

それに子供の意見は日本では法的根拠になりえず親の意見が優先される司法の構造があります。欧米ではチャイルドコートがあって、子供の意見も法的根拠にされとか。離婚後の面会も、子供の権利としてどんな親（DV・虐待）でも親に面会できる仕組みがあり、DV だから子供に会わせないということではできません。安全な面会のためのビジテーションセンターもありますし、問題のある親に対するプログラムも用意されてて司法判断で受講が命令されます。

これらの受け皿が何にも無いところで共同親権っていてもねえ。私には茶番にすぎなく思えてね。私のところでは、法律外でも様々な受け皿で加害・被害当事者の修復的支援を行ってるし、それで共同養育になった離婚夫婦もいるしね。加害者も被害者もワンストップで支援を受けられるのはアメリカ以上。

問題は法律とか制度とかの問題でもあるけれど、一番重要なのは、DV や虐待の当事者支援のための様々な受け皿や修復的支援の理論とスキルが世間に無いってこと。縦割りで、官民意識、専門家意識の強い日本の支援の現場では、共同親権になっても、根本解決はまず無理でしょうねえ。当事者の皆さん、あまり期待しすぎないようにね。



交流会情報

日程の変更がありますので、ご確認ください

- 札幌（北海道） 毎月第3土曜日 13:30～15:30 参加費無料
NPO 法人自立生活センターさっぽろ 研修センター会議室 札幌市白石区南郷通 13 丁目南 3
問合せ先：011-863-1377/kick@orange.plala.or.jp カタラン(安岡) 菊之進まで
- 御茶ノ水（東京） 毎月第2土曜日 15:00～17:00 参加費1000円（会員は無料）
御茶ノ水 全労会館 3階会議室※ 東京都文京区湯島 2-4-4 （※1階掲示板でご確認ください）
問合せ先：0265-39-2116/contact@kyodosinken.com 宗像まで
- くにたち（東京） 不定期 参加費500円
国立市公民館 東京都国立市中 1-15-1
問合せ先：0265-39-2116/contact@kyodosinken.com 宗像まで
- 松川（長野） 毎月第3土曜日 15:00～17:00 参加費無料
長野県松川町社会福祉協議会相談室 長野県下伊那郡松川町元大島 2965-1
問合せ先：0265-39-2116/munakata@kyodosinken.com 宗像まで
- 福山（広島） 不定期
福山市ものづくり交流館 広島県福山市西町 1-1-1 エフピコ RiM7 階
問合せ先：090-4653-2825 佐野まで
- 福岡 毎月、第4土曜日 18:00～21:00
福岡市立中央児童会館あいくる 福岡市中央区今泉 1 丁目 19-22 天神 CLASS 7 階
問合せ先：090-1084-3101/princettia2016@gmail.com
- 別府（大分） 毎月、第3土曜日 18:00～21:00 参加費500円
別府市野口ふれあいセンター 大分県別府市野口元町 12-43
問合せ先：0977-77-1994/namita.repo@gmail.com
- 宮崎 毎月第1土曜日 18:00～20:00 参加費無料
宮崎市民活動センター 小会議室 宮崎市橋通西 1-1-2 宮崎市民プラザ3階
問合せ先：090-2096-5811/gza05074@leo.bbiq.jp
- 鹿児島 毎月第2土曜日 18:00～21:00
サンエールかごしま 鹿児島市荒田 1-4-1
問合せ先：080-3946-0625/ywnwa@softbank.ne.jp

【編集後記】今回、会報の発行が遅れたこと、皆様に深くお詫びいたします。

さて、私自身も別居親で2年の調停、審判を経て僅かな時間だけ愛する我が子と会えるようになりました。虚偽DVが横行して社会問題になっていると名古屋地裁の判決で報道されましたが、例にもれず私も虚偽虐待の汚名を着せられ監視のもと面会交流をしています。見張られて自由に会話もできない子供が一番かわいそうです。身を切られる思いが続きますが、このような団体で社会正義のための運動を通じ、我が子の世代にはより良い親権制度になり、親子が親子でいられる日本になって欲しいと願い活動しています。（吉川）

kネット 会員募集と寄付のお願い

私たちは、親子の引き離し状況を改善し、共同養育・共同親権を実現する法整備、社会制度作りを目指す別居親団体です。片親を排除する法制度に反対しています。実態調査や立法院への提言、ロビー活動、裁判所の運用改善、別居親への情報提供、地方自治体への要請などを通じて、親どうしが別れても親子が親子であるための活動を行います。ホームページ等で広報に努め、会報を年4回程度発行しています。

会員を募っています。

年会費（会員は別居親とその家族、及び会の趣旨に賛同する人）年3000円

■郵便振込 00130-5-472679 加入者名kネット

■銀行口座 三菱東京UFJ銀行国立支店0072170（普）ケイネット*口座名が略称になりました。

【入会方法】

メールまたはファックス・電話にて、お名前、ご連絡先、住所、会員・賛同者の別をお知らせの上、郵便振替または銀行口座にて3000円を振込ください。また郵便振替・銀行口座にてご寄付を募っています。

メール：contact@kyodosinken.com